

# 一般社団法人 和歌山県サッカー協会 会員規則

## 【目的】

第1条 この規則は、一般社団法人和歌山県サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款の規定に基づき、会員に関し必要な事項について定める。

## 【入会】

第2条 会長は、会員になろうとする者より、入会届の提出があった場合は、理事会に諮らなければならない。

2 会長は、前項の理事会の結果を、会員になろうとする者に通知しなければならない。

## 【入会金】

第3条 定款第8条の入会金は、次のとおりとする。

正会員（個人を除く） 20,000円

2 前項の正会員は、第2条第2項の通知があった日から、14日以内に入会金を納付しなければならない。

3 正会員は、前項の期日までに入会金を納付しなかったときは、入会を取消したものとみなす。

## 【会費】

第4条 定款第8条の会費は、年額とし、その額は別表のとおりとする。

2 新たに入会した会員は、第2条第2項の通知があった日から、14日以内に会費を納入しなければならない。

3 継続会員は、毎年5月末までに会費を納入しなければならない。

4 新たに入会した会員は、第2項の期日までに会費を納入しなかったときは、入会を取消したものとみなす。

## 【改廃】

第5条 この規則の改廃は、社員総会の決議による。

## 【附則】

1 この規則は、平成17年12月2日から施行する。

1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。